

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則

昭和48年9月26日最高裁判所規則第8号

改正 昭和60年12月21日最高裁判所規則第6号
平成6年9月1日最高裁判所規則第8号
平成18年3月22日最高裁判所規則第5号

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を次のように定める。
指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則
指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第十三号）の全部を改正する。
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二の規定による職員の俸給月額は、別表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸の額とする。

別表

区分	官職	号俸
一	最高裁判所事務総長	八号俸
二	最高裁判所が別に定める官職	一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに最高裁判所が定める号俸
備考	当分の間、最高裁判所が指定した場合には、この表の二の項に掲げる官職のうち、その指定を受けた官職を占める職員の俸給月額は、三号俸の額とする。	

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。
2 別表の規定にかかわらず、当分の間、司法研修所長の俸給月額は、七号俸以下の号俸のうち、最高裁判所が定める号俸の額とする。

附則（昭和六〇年一月二日最高裁判所規則第六号）抄
（施行期日等）

1 この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（平成六年九月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月二日最高裁判所規則第五号）抄

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。